

平成 2 4 年 度

事 業 計 画

ひとり親Tokyo

財団法人東京都母子寡婦福祉協議会

## 平成24年度 事業計画

### 運営の基本方針

本協議会（「ひとり親Tokyo」）は、都内のひとり親家庭・寡婦の自立精神の確立を図り、相互扶助と共同の福祉の増進に努め、健全な家庭生活をもたらすことを目的として、活動を展開してきた。

ひとり親Tokyoは現在、平成20年12月1日の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益財団法人の認定等に関する法律」の施行に伴い、特例財団法人となっている。平成25年新法人移行の期限は迫ってきており、具体的な方針を定め、移行手続きの着手を進めていく必要がある。あわせて、収益事業の今後の対応など財務について検討をしていく。

### 平成24年度個別事業の運営

#### I 公益的事業活動

##### 1 東京都ひとり親家庭支援センター事業（東京都委託事業）

東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）は、「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」（厚生労働省）に基づく東京都母子家庭等就業・自立支援センターとして、ひとり親家庭等に対する就業支援サービスの提供、養育費に関する相談、生活の安定を図るための各種生活相談を行っている。法人事務所である飯田橋セントラルプラザ5階の「はあと」では、日常生活に関する相談を行っている。平成20年度、東京しごとセンター7階に相談窓口（「はあと飯田橋」）を設け、就業相談、就業支援、職業紹介を行っている。また、平成22年度には、立川市内に拠点（「はあと立川」）を設け、在宅就業支援、家庭生活と仕事の両立についての相談を行っている。平成23年度には、日祝日の電話相談を土曜日にも拡大するなどして、これまで相談体制を拡充しサービス向上を図ってきている。また、センターは「東京都こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」に参加し、その一員として、ひとり親家庭の相談窓口ともなっている。

平成24年度も引き続き相談員の質の向上を図り、ひとり親家庭等の相談支援に努めていく。

##### (1) 就業相談等事業

###### (ア) 就業相談・紹介

###### ア 目的

ひとり親家庭及び寡婦が経済的にも精神的にも安定した生活を築くためには就業の機会の確保が重要課題である。東京都委託事業であるひとり親家庭支援事業を推進していく。

## イ 事業内容

### ① 就業相談

相談者が主体的に課題解決や求職活動ができるよう、専門の就業相談員による電話や面接相談を行う。

相談日については通年である。日曜日については、東京しごとセンターの休館日のため、はあと事務所（セントラルプラザ）への電話転送により相談対応する。

・相談日等 月・水・金・土 9時から16時30分

火・木 9時から17時30分

日 9時から16時30分（セントラルプラザに電話転送）

### ② 就業促進・紹介活動

企業等への雇用促進の啓発をはじめ、積極的に求人開拓を行って求職者を就業に結び付ける。

また、セントラルプラザ及び東京しごとセンター内に設置した無料職業紹介所からの紹介事業を積極的に推進していく。

就業関係機関等との情報交換や連携を密に就業の促進をはかる。

### ③ 相談関係者への活動の支援（相談支援員研修会）

区市の母子自立支援員や相談関係者、自立支援プログラム策定員等と情報を交換し支援者にとって必要な知識技術等を習得できる研修会「相談支援員研修会」を実施し相談支援機関の連携を図る。

・対象者 母子自立支援員、民生・児童委員、母子生活支援施設相談員、子ども家庭支援センター相談員、民間相談機関相談員、母子相談の家でんわ相談員等

・開催回数 年5回

## (イ) 就業情報提供

### ア 目的

ひとり親家庭等の就業情報を適宜速やかに提供し、就業機会の確保の増を図る。

### イ 事業内容

・無料職業紹介事業により得た求人情報をホームページに掲載する。

・ひとり親家庭支援センターはあとの機関紙「はあと通信」の発行。

## (ウ) 就業支援講習会

### ア 目的

母子家庭の母等の就業の機会を確保するためにはパソコンの基本的操作は欠かせることができない。今までのワード・エクセルの基本に加え、ビジネス文書（ワード）、表計算（エクセル）のできる力をつけるコースを設ける。併せてメールやセキュリティの基礎を学んでいく。

## イ 事業内容

年間10回。受講者定員は、1回20人、延べ200人。

1回の講習会は、1日の6時間（午前9時から午後4時まで）を3日間。

## (2) 生活相談

### ア 目的

仕事や育児に追われ、様々な問題を抱えながら、身近なところの相談相手を必要とするひとり親家庭の親などに対し、通年で電話による相談を実施する。

### イ 事業内容

#### ①ひとり親家庭等電話相談

- ・ 相談内容 住宅や医療、母子福祉資金など生活一般、教育やしつけなど子どものことなど。
- ・ 相談日等 日曜・祝日（年末年始を除く）年間66日、専門相談員2人を配置して行う。土曜日は1名の相談員を配置する。
- ・ 相談受付時間を、他の相談事業と同じく相談時間9時から16時30分までに拡大するとともに、面談による相談も受け付けていく。

#### ②自立支援相談員による電話及び面接相談

- ・ 相談内容 上記①と同じ
- ・ 相談日等 月～金（年末年始を除く）相談員2人を配置して行う。
- ・ 相談受付時間は9時から16時30分、面談による相談も受け付けている。

## (3) ひとり親家庭養育費相談

### ア 目的

近頃の厳しい経済状況の影響により、養育費の確保に向けての相談が多くなっている。ひとり親だけに限らず、離婚前からの相談も受けている。さらに養育費確保への気運の醸成につとめていく。

### イ 事業内容

#### ①一般相談

電話や面談により専門相談を希望するかたのインタビューを行う。一般的な相談には適宜対応する。

#### ②専門相談

面談による専門相談は、1年間おおむね100日間実施する。日程はホームページに掲載する。

#### ③家庭裁判所等同行支援

相談員又は専門相談員は、必要に応じて書類作成等の技術的支援や精神的支援を行う。

## (4) 面会交流支援事業（新規）

平成23年6月交付された民法改正法で「子の監護について必要な事項」として明示された面会交流について、児童扶養手当受給者相当の親で、面会交流を希望する相談者に、円滑な面会交流に向けた支援を行う。

## 2 在宅就業支援事業（東京都委託事業）

東京都ひとり親家庭支援センターの事業として平成22年度から2年間の事業として実施したが、平成24年度まで継続して実施することとなった。

### ア 目的

ひとり親の在宅就業について、一体的な取組みを行うことにより、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就労の拡大に向けた環境整備を行う。

### イ 事業内容

東京都からの委託事業として、能力開発、業務の開拓、仕事の品質管理、相談支援等を行っている。平成22年4月、事務所（はあと立川）を設置し、平成22年6月から相談事業を開始した。

能力開発事業として、平成22年9月から「在宅就業支援プログラム」を進めている。研修期間は1年（基本研修6か月、実践研修6か月、定員60名）。平成24年3月から第3期生の研修を開始し、平成25年3月中旬に研修を修了する。

## 3 ひとり親家庭生活のための学習ボランティア事業（東京都委託事業）（新規）

### ア 目的

ひとり親家庭生活支援事業の一つとして、ひとり親家庭の子どもを対象に、ボランティアの活用による学習の支援を行い、教育支援の充実を図る。

### イ 事業内容

地域施設等に学生のボランティア等の派遣し、学習支援を行う仕組みをつくり、そのコーディネート等を行う。

## 4 フォローアップ事業

### ア 目的

就業に必要な実践的な内容を、相談者各人に、よりフィットした支援を小回りの利く形式で推進し、就業を支援していく。支援する相談員もさらに質の高い支援に努めていく。

### イ 事業内容

#### ①パソコンフォローアップ塾

ITボランティアによるパソコンのスキルアップ

#### ②フォローアップ講座「就活塾」

応募書類の作成、模擬面接、メイクアップやビジネスマナー、コミュニケーション能力等、就業するために必要な基本を身につけることを目指す。

#### ③相談員研修

相談者がより能力を発揮できるような研修を実施できるスキルを身につける研修をし、相談者に還元する。

- ・ 構成的グループの力を活用できる能力の研修（グループ・ファシリテーション）。

## 5 「母子相談の家」電話相談事業

### ア 目的

相談窓口として、「母子相談の家」を設置し、ひとり親家庭のピアカウンセリングとしての役割を担う相談事業を行う。

### イ 事業内容

- ・ 相談員が毎月第1及び第3土曜日（年末年始及び祝日を除く）、ひとり親Tokyoの事務室において、午前10時から午後4時まで電話相談を受ける。

## II 共益的事業活動

### 1 連絡提携事業

#### ア 目的

東京都内の地区母子会相互間及び地区母子会とひとり親Tokyoとの間の情報交換や交流を行うとともに、関東地区及び全国の母子福祉団体等との連携を図る。

#### イ 事業内容

- ① 地区母子会相互間及び地区母子会とひとり親Tokyoとの連絡提携
  - A) 会長会、地区ブロック会長会を実施し、各地区の情報交換・連携を強め、組織の継承・拡充を図る。
  - B) 機関紙「ひとり親Tokyo」の発行 年2回
  - C) ひとり親Tokyoホームページに地区母子会のページを設ける。
- ② 研修事業  
ブロック合同で研修会を実施する。
- ③ 助成事業
  - A) 新規会員の獲得のための交流事業に対する助成
  - B) 地区母子会の会員の資格取得に対するお祝い金の支給
  - C) 地区母子会主催のパソコン講習会への助成
- ③ 関係団体との連絡・提携
  - A) 関東地区母子寡婦福祉研修大会参加
  - B) 全国母子寡婦福祉団体協議会との連携  
その他、関係団体との連絡提携を随時行っていく。
  - C) 行政機関  
厚生労働省、東京都、区市（母子自立支援員）等
  - D) その他の団体

東京都社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会、民生・児童委員・東京都共同募金会、NPO法人、企業等

## 2 東京ムーヴ事業

### ア 目的

東京ムーヴ（ひとり親Tokyoの「ひとり親部」）は、レクリエーションや研修会などを通して、ひとり親家庭の者同士が手をつなぎ、「語り合う」、「学び合う」、「情報を得る・発信する」の3つの視点から具体的な活動を行い、相互啓発による「共生力」を養っていく。

### イ 事業内容

- ① 交流…体験活動、イベント等、交流事業を2回実施する。
- ② 研修…親子のコミュニケーションや就業に役立つ内容等の研修事業を1回行う。
- ③ 定例会…上記事業を運営するために、月1回程度実施する。
- ④ 企業やNPO法人など他団体との連携を図る。

## III その他の事業

### 1 ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事業

#### ア 目的

ひとり親家庭の児童の進学を支援するため、昭和59年度から平成16年度まで行ってきた入学金資金貸付事業の償還事務を円滑かつ適正に実施する。

#### イ 事業内容

貸付金の償還に関する事務を行う。

戸別訪問調査を引き続き行い、償還の促進を図る。

平成18年度からは、「東京都ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事務処理検討委員会」を設置し、未償還者に対する償還促進に取り組んでいる。

### 2 収益事業

#### ア 目的

ひとり親Tokyoの事業運営の経費に充てるため、公共施設内に設置許可を受けた売店経営及び自動販売機の運営の事業を行う。

平成23年12月、東京都児童会館の軽食堂は閉店となり、平成24年度は、売店事業は行わない。

#### イ 事業内容

- ・自動販売機設数 55台(28施設)